

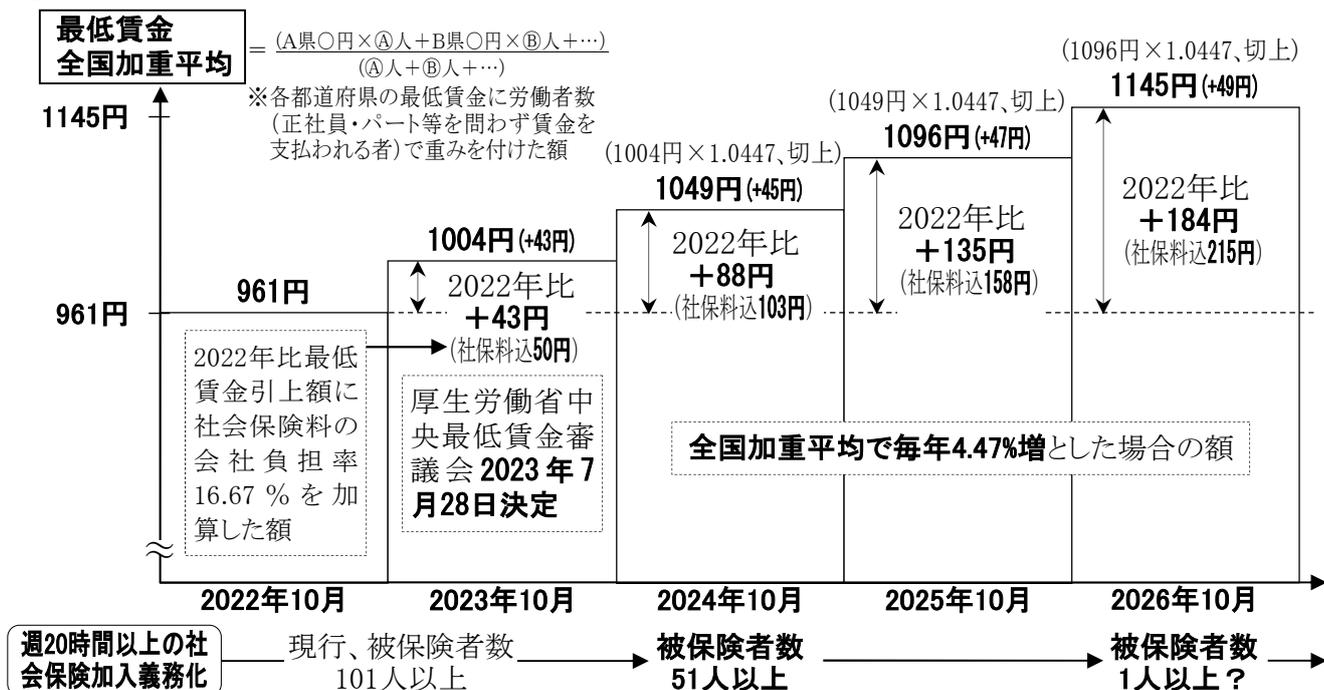
短時間パート・学生アルバイト活用必須 賃上げ等に1人当り最大50万円補助も要注意

最低賃金最大の引上率4.47% 平均43円引上げと106万円・130万円の壁対策

株式会社 **アートプラン**
 社会保険労務士 **辻野 扶美**

tel: 022-354-1151 fax: 022-354-1152

[1] 2023年10月の最低賃金全国平均で43円(39円~47円)引上げされます



(注) 社会保険の標準報酬月額について、最低賃金引上げの2023年10月~12月の間に、最低賃金引上げ額に残業等を加算して2等級以上増加となった場合は、年金事務所に月額変更届を出す事になり、2024年1月分から社会保険料負担が増加します。なお、月額変更届の提出に該当しない場合であっても、翌年4月~6月の算定基礎届により翌年9月分以降の社会保険料負担が増加します。

[2] パート従業員等の人件費増加概算額チェック

最低賃金引上げによる人件費増加概算額を把握しておく必要があります。

(1) 2023年10月改定のみ (時給換算平均43円引上げ)

	対象パート従業員人数 × 最低賃金引上額 × 平均1日当り勤務時間 × 平均1か月当り出勤日数 × 月数 = 人件費増加額
(計算例)	100人 × 43円 × 6時間 × 23日 × 12か月 = 7,120,800円
御社の場合	_____人 × _____円 × _____時間 × _____日 × 12か月 = _____円

(2) 2023年10月~2026年10月改定まで (時給換算約184円引上げ)

	対象パート従業員人数 × 最低賃金引上額 × 平均1日当り勤務時間 × 平均1か月当り出勤日数 × 月数 = 人件費増加額
(計算例)	100人 × 184円 × 6時間 × 23日 × 12か月 = 30,480,200円
御社の場合	_____人 × _____円 × _____時間 × _____日 × 12か月 = _____円

[3] 高卒初任給・所定給与月額の最低賃金クリアチェック — 在職従業員の給与も同様にチェックします

- (1) 2024年4月入社 of 初任給 (除外手当控除後) は、2023年10月改定の最低賃金以上であるかを確認しておく必要があります。

2024年4月入社 of 初任給	最低賃金から除外される手当 (除外手当)
_____円	固定残業手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当は最低賃金から除外します。

- (2) 最低賃金時給をクリアする初任給・所定給与月額 (除外手当含まず)

計算例	(年間日数 - 年間休日) × 所定労働時間 × 最低賃金時給 ÷ 月数 = 所定給与月額
(宮城県)	(365日 - 105日) × 8時間 × 923円 ÷ 12か月 = 159,987円
御社の場合	(365日 - _____日) × _____時間 × _____円 ÷ 12か月 = _____円

↑ 地域別最低賃金を入れます。なお、産業別最低賃金の方が高い場合には産業別最低賃金を入れます (産業別最低賃金は、11月~翌年1月で改定されます)。

- (1) < (2) の場合

- ① (1) ≥ (2) になるように、初任給の基本給、又は除外手当以外の手当を引き上げる必要があります。
又は/及び
② 固定残業手当・精皆勤手当・家族手当等を基本給に加算、又は除外手当以外の手当に変更する検討の必要があります。

[4] 賃金 (除外項目除く時給換算) の最低賃金 (以上) チェック

- (1) 日給月給制 (欠勤・遅刻・早退の賃金控除有り)・月給制 (欠勤・遅刻・早退の賃金控除無し) の場合

$$\frac{\text{月給 (日給月給制の場合は欠勤・遅刻・早退の賃金控除)}}{1\text{か月平均所定労働時間 (日給月給制の場合は欠勤・遅刻・早退時間控除)}} \geq \text{最低賃金額 (時給換算)}$$

- (2) 日給制の場合

$$\frac{\text{日給}}{1\text{日の所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額 (時給換算)}$$

- (3) 出来高制の場合

$$\frac{\text{賃金総額}}{\text{当該賃金計算期間の総労働時間数}} \geq \text{最低賃金額 (時給換算)}$$

[5]

注1: 最低賃金は、地域別最低賃金 (最低賃金法第9条~第14条) と特定最低賃金 (産業別最低賃金、同法第15条~第19条)、さらに特定最低賃金には船員による特例の最低賃金 (国土交通大臣又は地方運輸局長が決定、同法第35条~第37条) があり、同法第6条により、いずれか最高の額の最低賃金が適用されます。

注2: 一事業所で複数の産業分類 (総務省標準産業分類) に該当する場合には、分類ごとの付加価値 (一般的に、売上から、仕入・材料・部品費・外注費等を控除した粗利益に相当。付加価値が算出困難な場合には生産額、商品販売額又はサービスからの収入額等、あるいはそれらの活動に要した従業者数等を代理指標として用いる。) が一番大きい分類を主要な産業とみなして適用されます。

注3: 地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に違反した場合は50万円以下の罰金 (同法第40条)、特定最低賃金 (産業別最低賃金) に違反した場合は、最低賃金法による罰則ではなく、賃金不払いによる労働基準法第24条 (賃金の支払) 違反で30万円以下の罰金 (労働基準法第120条第1項) となります。

[6] 政府の1人当り最大50万円補助につきまして

2024年キャリアアップ助成金を拡大(106万円の壁対策)

要件 手取が減少しないように「労働時間延長」や「賃上げ」に取り組む企業

金額 1人当り最大50万円を会社に助成

※上記以外は未定 ⇒「2023年中に取りまとめたい(2023年7月4日厚生労働大臣会見概要)」

(1) 政府は、「106万円の壁」対策として2024年のキャリアアップ助成金を拡大し、1人当り最大50万円の助成をする方針を出しました。「労働時間延長」や「賃上げ」でパート社員の手取が減少しない取り組みが必要とされ、詳細は未定ですが、助成金目的のみで賃上げ等を行いますと会社は多額の負担増加になると想定されます。

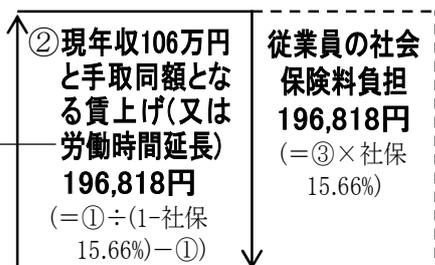
【例1】 年収106万円の壁と会社負担

⑦新会社負担1,466,329円(=④+⑤+⑥)

社会保険料:

本人負担15.66%(雇用保険含む)
会社負担16.67%(雇用・労災含む)
⇒「賃金×上記の率」で計算

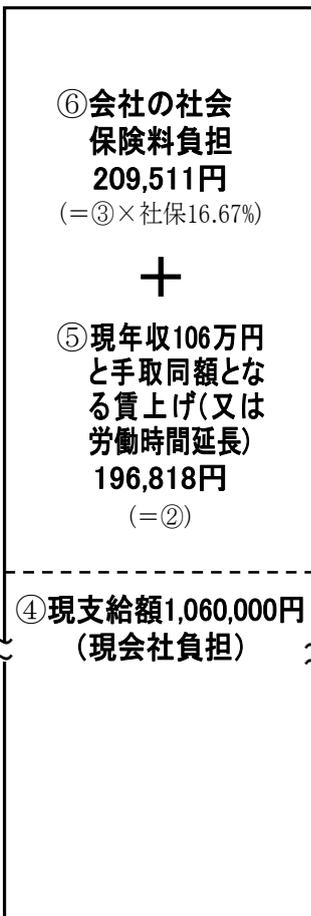
③新年収1,256,818円(=①+②)
但し、年収増加分と社会保険料負担が相殺され手取は増えない



①現年収1,060,000円(未満)

(参考)
所得税1,500円・住民税13,000円
年収増額前後共に、給与所得控除55万円の範囲内(年収162.5万円以下)のため、所得税・住民税に変化なし

手取維持



1人当り助成金最大で50万円

÷

会社負担増額合計 406,329円(年額)

||

1.23年分

従業員

会社

→ (参考) 仮に時給を1072円とした場合、年収増額196,818円は年間184時間分(=年収増額196,818円÷時給1072円)で月平均15.33時間(=年間184時間分÷12か月)の労働時間延長が必要となります。

→ 復興税を含む所得税

(給与収入106万円-給与所得控除55万円-基礎控除48万円)×所得税率5%×復興税1.021≒1,500円

→ 住民税

(給与収入106万円-給与所得控除55万円-基礎控除43万円)×住民税率10%+均等割り5,000円=13,000円

→ (2) 社会保険加入不要の週20時間未満(1日4時間(未満)・週5日)の短時間パート社員活用が必須です。

→ (3) また、2024年10月以降の従業員51人以上(2022年10月以降、従業員101人以上)の会社で週20時間以上であっても、週30時間未満であれば社会保険加入不要の高校生・短大生・大学生(夜間学生除く)のアルバイト活用が必須です。

- (4) 2023年10月1日の39円～47円の最低賃金の引上げで、やむを得ず社会保険加入が必要となる従業員については、時給は余り上げず、勤務時間延長で対処するのが選択肢となります。
- (5) 2024年10月以降、従業員51人以上（2022年10月以降、従業員101人以上）の会社の社会保険適用開始で、週20時間以上勤務・2か月超雇用見込のパート社員等は、給与月額8.8万円（⇒年収106万円（＝8.8万円×12か月）以上になると社会保険料の支払が必要となり、手取が減少するため「106万円の壁」となります。
- (6) 会社規模に関係なく、被扶養者要件を外れて社会保険料の支払が必要となる「年収130万円の壁」についても、「助成金とは別に検討（政府）」としています。

【例2】 年収130万円の壁と会社負担 ⑦新会社負担1,798,328円(=④+⑤+⑥)

社会保険料:

本人負担15.66%(雇用保険含む)
 会社負担16.67%(雇用・労災含む)
 ⇒「賃金×上記の率」で計算

③ **新年収1,541,380円(=①+②)**
 但し、**年収増加分と社会保険料負担が相殺され手取は増えない**

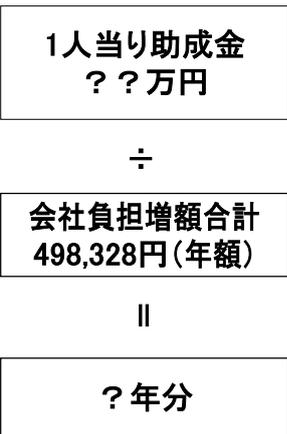
② **現年収130万円と手取同額となる賃上げ(又は労働時間延長) 241,380円**
 (=①÷(1-社保15.66%) - ①)
 従業員の社会保険料負担 241,380円
 (=③×社保15.66%)

① **現年収1,300,000円(未満)**
 (参考)

所得税13,700円・住民税37,000円
 年収増額前後共に、給与所得控除55万円の範囲内(年収162.5万円以下)のため、所得税・住民税に変化なし

手取維持

⑥ **会社の社会保険料負担 256,948円**
 (=③×社保16.67%)
 +
 ⑤ **現年収130万円と手取同額となる賃上げ(又は労働時間延長) 241,380円**
 (=②)
 ④ **現支給額1,300,000円(現会社負担)**



従業員

会社

→ (参考) 仮に時給を1072円とした場合、**年収増額241,380円**は年間225時間分(＝年収増額241,380円÷時給1072円)で**月平均18.75時間**(＝年間225時間分÷12か月)の**労働時間延長**が必要となります。

→ 復興税を含む所得税

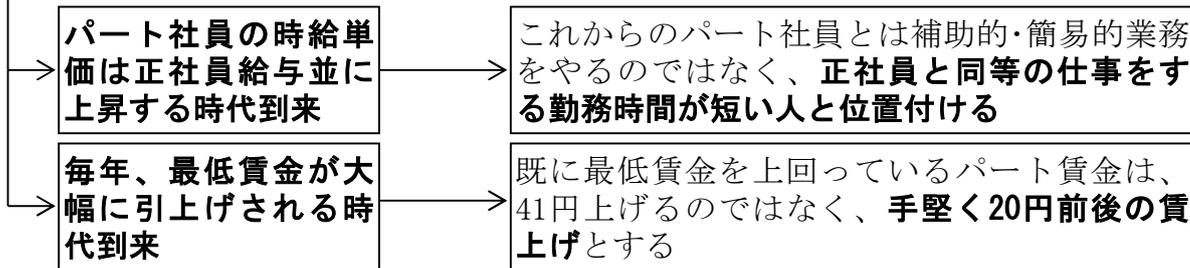
(給与収入130万円-給与所得控除55万円-基礎控除48万円)×所得税率5%×復興税1.021≒13,700円

→ 住民税

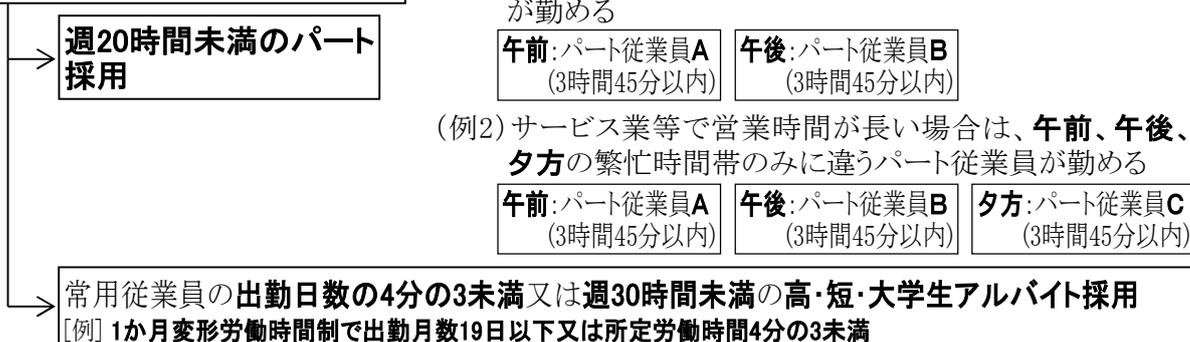
(給与収入130万円-給与所得控除55万円-基礎控除43万円)×住民税率10%+均等割り5,000円=37,000円

[7] 毎年の最低賃金大幅引上げと「106万円の壁」「130万円の壁」対策

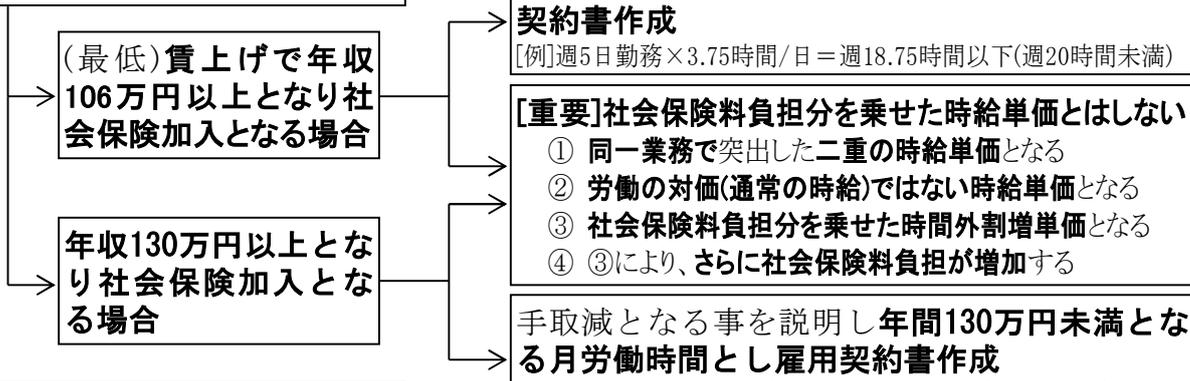
(1) パート従業員の低賃金の時代は終了



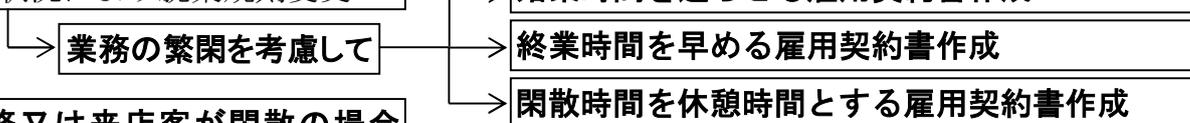
(2) パート新規採用



(3) 会社の社会保険料負担を抑制



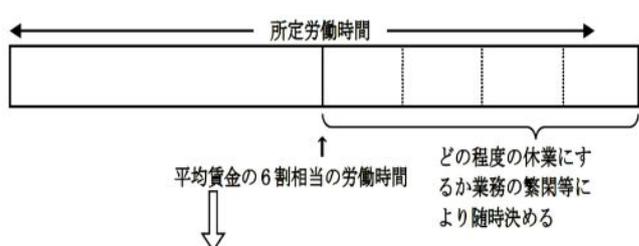
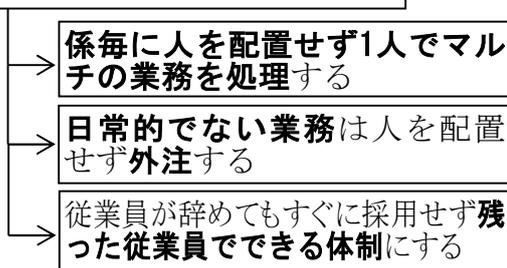
(4) 上記以外のパート人件費の抑制状況により就業規則変更



(5) 業務又は来店客が閑散の場合

休業手当を支払う必要のない範囲(平均賃金の6割(以上)支払で退社させる(労働基準法第26条)平均賃金の4割(未満)は就業規則・雇用契約書に「民法第536条第2項適用せず」を明記で支払不要

(6) 少人数でもできる体制



平均賃金の算出方法(労働基準法第12条) ※銭位未満切り捨て(昭22.11.5 基発232号)

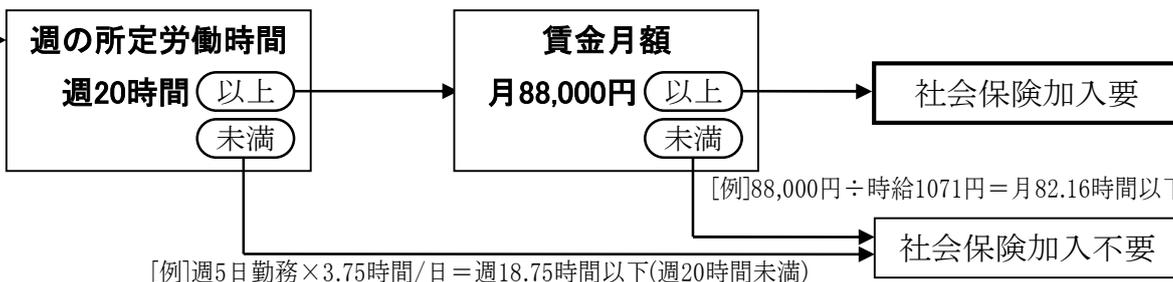
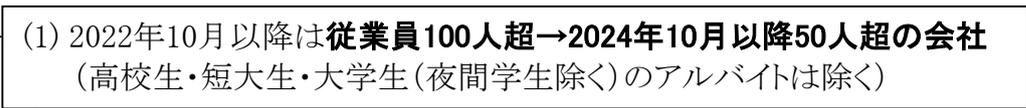
$$\frac{\text{算定事由発生日以前3か月間に支払われた賃金総額(残業代・通勤手当含む)}}{\text{算定事由発生日以前3か月間の総日数}} = \text{平均賃金}$$

※「算定事由発生日以前3か月間」は、休業開始日直前の給与締切日から起算して3か月間となる。

【社会保険加入の可否判断基準】



いいえ (短時間労働者)

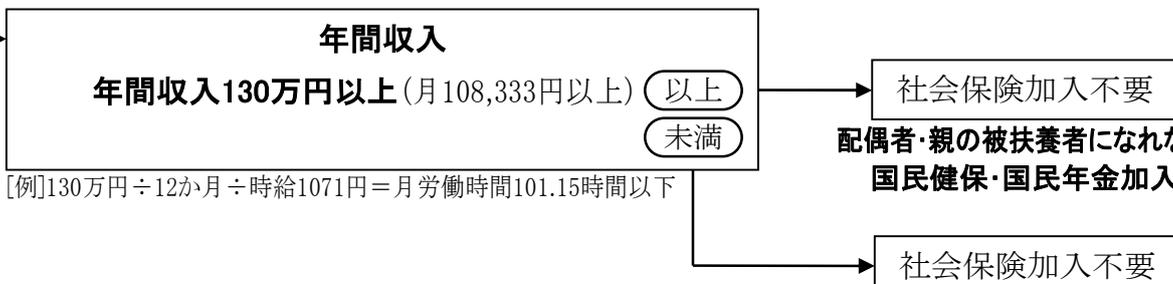
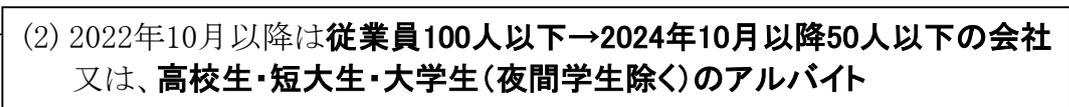


- 注1) 所定労働時間が1か月単位で定められている場合の週所定労働時間は、1か月の所定労働時間×12か月÷52週で算出します。
- 注2) 上記の賃金月額からは、時間外手当・休日手当・深夜手当等の割増賃金、最低賃金から除かれる精皆勤手当・通勤手当・家族手当、賞与、臨時に支払われる結婚手当等を除きます。
- 注3) 雇用契約書等で定められた週所定労働時間が20時間未満の場合であっても、2か月連続で週20時間以上となった場合は3か月目に加入となります。
- 注4) 社会保険に加入した後、週労働時間が20時間未満又は月88,000円未満となっても資格喪失はできません。雇用契約等が見直され週労働時間が20時間未満又は月88,000円未満となる事が明らか場合は資格喪失となります。

配偶者・親の被扶養者になる、又は配偶者・親が社会保険非加入の場合に国民健保・国民年金加入

参考

国民健保料(仙台市の簡易計算)
前年年収106万円: 月3,962円
前年年収130万円: 月8,220円
国民年金保険料(令和5年度)
月16,520円 ※20歳以上



- 注1) 被扶養者となるには、年間収入130万円未満及び扶養者(被保険者)の収入の半分未満である必要があります。
- 注2) 上記「130万円」は、60歳以上や障害者の場合は「180万円」となります。
- 注3) 年間収入とは、過去の収入ではなく、被扶養者に該当する日以降の年間の見込収入額(目安:給与月額108,333円以下)です。なお、日額3,611円超の失業給付受給期間中は被扶養者になれません。

配偶者・親の被扶養者になる、又は配偶者・親が社会保険非加入の場合に国民健保・国民年金加入

(参考1) 被扶養者で社会保険未加入のパートの年収106万円の壁(従業員100人超(2024年10月から50人超)の会社が対象)

※従業員数は週30時間以上等の現行の適用基準となる被保険者数で算定

パートの収入と社会保険料・税金等

本人(妻)									夫				
年収(通勤費含む、賞与ありの場合)	月額(通勤費含む、賞与なしの場合)	年間雇用保険料	年間社会保険料	年間所得税	年間住民税	年間手取	手取%	社会保険の被扶養者	所得税 配偶者控除	住民税 配偶者控除	所得税 配偶者特別控除	住民税 配偶者特別控除	夫のネット
840,000	70,000	0	0	0	0	840,000	100.0%	なり得る	380,000	330,000	0	0	71,798
900,000	75,000	0	0	0	0	900,000	100.0%	なり得る	380,000	330,000	0	0	71,798
1,000,000	83,333	6,000	0	0	1,400	992,600	99.3%	なり得る	380,000	330,000	0	0	71,798
1,050,000	87,500	6,300	0	699	11,300	1,031,701	98.3%	なり得る	0	0	380,000	330,000	71,798
1,060,000	88,333	6,360	159,034	0	5,000	889,606	83.9%	なれない	0	0	380,000	330,000	71,798
1,240,000	103,333	7,440	187,949	745	5,000	1,038,866	83.8%	なれない	0	0	380,000	330,000	71,798
1,290,000	107,500	7,740	198,792	2,729	5,000	1,075,739	83.4%	なれない	0	0	380,000	330,000	71,798
1,300,000	108,333	7,800	198,792	3,236	5,000	1,085,172	83.5%	なれない	0	0	380,000	330,000	71,798
1,400,000	116,667	8,400	213,250	7,573	5,000	1,165,777	83.3%	なれない	0	0	380,000	330,000	71,798
1,500,000	125,000	9,000	227,707	11,909	10,500	1,240,884	82.7%	なれない	0	0	380,000	330,000	71,798
1,550,000	129,167	9,300	227,707	14,446	15,500	1,283,047	82.8%	なれない	0	0	360,000	330,000	69,756
1,600,000	133,333	9,600	242,165	16,245	17,600	1,314,390	82.1%	なれない	0	0	310,000	310,000	62,651
1,668,000	139,000	10,008	256,622	18,080	19,700	1,363,590	81.7%	なれない	0	0	260,000	260,000	52,546
1,752,000	146,000	10,512	271,080	19,889	21,800	1,428,719	81.5%	なれない	0	0	210,000	210,000	42,441
1,832,000	152,667	10,992	271,080	22,478	26,900	1,500,550	81.9%	なれない	0	0	160,000	160,000	32,336
1,904,000	158,667	11,424	289,152	24,107	28,300	1,551,017	81.5%	なれない	0	0	110,000	110,000	22,231
1,972,000	164,333	11,832	289,152	26,516	33,000	1,611,500	81.7%	なれない	0	0	60,000	60,000	12,126
2,015,999	168,000	12,096	307,224	27,152	32,400	1,637,127	81.2%	なれない	0	0	30,000	30,000	6,063
2,016,000	168,000	12,096	307,224	27,152	32,400	1,637,128	81.2%	なれない	0	0	0	0	0

[前提条件] 本人(妻)のパート収入による手取り計算(本人の被扶養者なし)

雇用保険:週20時間かつ31日以上雇用見込で加入義務ですが、上表では月労働時間86時間(週20時間未満)×時給例961円(全国平均の最低賃金)=82,646円を超える場合に計算

社会保険:1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上で加入義務ですが、上表では年収130万円以上の場合に概算計算

(ただし、従業員100人(2024年10月からは50人)を超える適用事業所は、労働時間週20時間以上、月収88,000円以上(残業代・精皆手当・家族手当・通勤手当・

賞与・結婚祝金等を除く週給、日給、時間給を月額換算した額、年収106万円はあくまで目安)、のいずれにも該当する場合に加入義務、厚生年金保険法第12条・健康保険法第3条)

社会保険の被扶養者:年収130万円(60歳以上180万円)未満は被扶養者になれますが、当該金額を超える場合は、被扶養者になれず国民健康保険と60歳未満の場合は国民年金の加入が必要です。

住民税:市町村ごとに異なりますが、上表では年収100万円を超える場合に計算

(平成17年度より、パート収入が100万円を超える配偶者には住民税の均等割(都道府県民税1,500円(標準税額)、市区町村民税3,500円(標準税額))が課される事になっています。)

所得税:年収103万円(=給与と所得控除55万円+基礎控除48万円、2019年分以前も103万円(=給与と所得控除65万円+基礎控除38万円))以下の場合には課税されません。

夫のネット:夫の収入により異なりますが、上表では夫の各所得控除後の年間課税所得が195~330万円の場合(給与収入だけの場合の年間収入は約440~640万円)の所得税率10.21%と住民税10%で計算

(例:本人の年収が175万円の場合、夫の所得税配偶者特別控除21万円×所得税率10.21%+夫の住民税配偶者特別控除21万円×住民税10%=42,441円)

夫の配偶者控除は、本人の年収が103万円以下の場合に38万円の所得控除ができ、103万円を超えると配偶者控除の代わりに配偶者特別控除となり、154万円以下までは38万円、以降段階的に減額し、188万円超でゼロとなります。また、合計所得金額が900万円(給与収入だけの場合の年間収入は1120万円)以下として計算、900万円を超えると段階的に減額し、1000万円超でゼロとなります。

(参考2) 被扶養者で社会保険未加入のパートの年収130万円の壁(従業員100人以下(2024年10月から50人以下)の会社が対象)

※従業員数は週30時間以上等の現行の適用基準となる被保険者数で算定

パートの収入と社会保険料・税金等

本人(妻)								夫					
年収(通勤費含む、賞与ありの場合)	月額(通勤費含む、賞与なしの場合)	年間雇用保険料	年間社会保険料	年間所得税	年間住民税	年間手取	手取%	社会保険の被扶養者	所得税配偶者控除	住民税配偶者控除	所得税配偶者特別控除	住民税配偶者特別控除	夫の引当
840,000	70,000	0	0	0	0	840,000	100.0%	なり得る	380,000	330,000	0	0	71,798
900,000	75,000	0	0	0	0	900,000	100.0%	なり得る	380,000	330,000	0	0	71,798
1,000,000	83,333	6,000	0	0	1,400	992,600	99.3%	なり得る	380,000	330,000	0	0	71,798
1,050,000	87,500	6,300	0	699	11,300	1,031,701	98.3%	なり得る	0	0	380,000	330,000	71,798
1,060,000	88,333	6,360	0	1,206	12,300	1,040,134	98.1%	なり得る	0	0	380,000	330,000	71,798
1,240,000	103,333	7,440	0	10,340	30,200	1,192,020	96.1%	なり得る	0	0	380,000	330,000	71,798
→ 1,290,000	107,500	7,740	0	12,877	35,200	1,234,183	95.7%	なり得る	0	0	380,000	330,000	71,798
→ 1,300,000	108,333	7,800	198,792	3,236	5,000	1,085,172	83.5%	なれない	0	0	380,000	330,000	71,798
1,400,000	116,667	8,400	213,250	7,573	5,000	1,165,777	83.3%	なれない	0	0	380,000	330,000	71,798
→ 1,500,000	125,000	9,000	227,707	11,909	10,500	1,240,884	82.7%	なれない	0	0	380,000	330,000	71,798
1,550,000	129,167	9,300	227,707	14,446	15,500	1,283,047	82.8%	なれない	0	0	360,000	330,000	69,756
1,600,000	133,333	9,600	242,165	16,245	17,600	1,314,390	82.1%	なれない	0	0	310,000	310,000	62,651
1,668,000	139,000	10,008	256,622	18,080	19,700	1,363,590	81.7%	なれない	0	0	260,000	260,000	52,546
1,752,000	146,000	10,512	271,080	19,889	21,800	1,428,719	81.5%	なれない	0	0	210,000	210,000	42,441
1,832,000	152,667	10,992	271,080	22,478	26,900	1,500,550	81.9%	なれない	0	0	160,000	160,000	32,336
1,904,000	158,667	11,424	289,152	24,107	28,300	1,551,017	81.5%	なれない	0	0	110,000	110,000	22,231
1,972,000	164,333	11,832	289,152	26,516	33,000	1,611,500	81.7%	なれない	0	0	60,000	60,000	12,126
2,015,999	168,000	12,096	307,224	27,152	32,400	1,637,127	81.2%	なれない	0	0	30,000	30,000	6,063
2,016,000	168,000	12,096	307,224	27,152	32,400	1,637,128	81.2%	なれない	0	0	0	0	0

【前提条件】 本人(妻)のパート収入による手取り計算(本人の被扶養者なし)

雇用保険: 週20時間かつ31日以上雇用見込で加入義務ですが、上表では月労働時間86時間(週20時間未満)×時給例961円(全国平均の最低賃金)=82,646円を超える場合に計算

社会保険: 1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上で加入義務ですが、上表では年収130万円以上の場合に概算計算

(ただし、従業員100人(2024年10月からは50人)を超える適用事業所は、労働時間週20時間以上、月収88,000円以上(残業代・精皆勤手当・家族手当・通勤手当・賞与・結婚祝金等を除く週給、日給、時間給を月額換算した額、年収106万円はあくまで目安)、のいずれにも該当する場合に加入義務、厚生年金保険法第12条・健康保険法第3条)

社会保険の被扶養者: 年収130万円(60歳以上180万円)未満は被扶養者になれますが、当該金額を超える場合は、被扶養者になれず国民健康保険と60歳未満の場合は国民年金の加入が必要です。

住民税: 市町村ごとに異なりますが、上表では年収100万円を超える場合に計算

(平成17年度より、パート収入が100万円を超える配偶者には住民税の均等割(都道府県民税1,500円(標準税額)、市区町村民税3,500円(標準税額))が課される事になっています。)

所得税: 年収103万円(=給与所得控除55万円+基礎控除48万円、2019年分以前も103万円(=給与所得控除65万円+基礎控除38万円))以下の場合には課税されません。

夫の引当: 夫の収入により異なりますが、上表では夫の各所得控除後の年間課税所得が195~330万円の場合(給与収入だけの場合の年間収入は約440~640万円)の所得税率10.21%と住民税10%で計算

(例: 本人の年収が175万円の場合、夫の所得税配偶者特別控除21万円×所得税率10.21%+夫の住民税配偶者特別控除21万円×住民税10%=42,441円)

夫の配偶者控除は、本人の年収が103万円以下の場合に38万円の所得控除ができ、103万円を超えると配偶者控除の代わりに配偶者特別控除となり、154万円以下までは38万円、以降段階的に

減額し、188万円超でゼロとなります。また、合計所得金額が900万円(給与収入だけの場合の年間収入は1120万円)以下として計算、900万円を超えると段階的に減額し、1000万円超でゼロとなります。

2023年10月改定 地域別最低賃金 39円～47円引上げ

最低賃金月額 計算例(宮城県)

$$= (366日 - 年間休日 105日) \times \text{所定労働時間 } 8 \text{ H/日} \times \text{最低賃金時給 } 923 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 160,602 \text{ 円}$$

※産業別最低賃金に該当する場合には、本表の最低賃金時給は使用できません。

一事業所で複数の産業分類(総務省標準産業分類)に該当する場合には、分類ごとの付加価値(一般的に、売上から、仕入・材料・部品費・外注費等を控除した粗利益)に相当。付加価値が算出困難な場合には生産額、商品販売額又はサービスからの収入額等、あるいはそれらの活動に要した従業者数等を代理指標として用いる。)が一番大きい分類を主要な産業とみなして適用されます。

	都道府県	令和5年度最低賃金(10月改定)				令和4年度最低賃金		1人当り最低賃金月額増額③ ①-②	1人当り最低賃金年額増額 ③×12	
		引上後時給	引上額	フルタイム 所定労働8H/日 給与月額①	パートタイム 所定労働6H/日 給与月額	発効年月日 (予定)	時給			フルタイム 所定労働8H/日 給与月額②
1	北海道	960	+40	167,040	125,280		920	160,080	6,960	83,520
2	青森県	898	+45	156,252	117,189		853	148,422	7,830	93,960
3	岩手県	893	+39	155,382	116,537		854	148,596	6,786	81,432
4	宮城県	923	+40	160,602	120,452		883	153,642	6,960	83,520
5	秋田県	898	+45	156,252	117,189		853	148,422	7,830	93,960
6	山形県	900	+46	156,600	117,450		854	148,596	8,004	96,048
7	福島県	900	+42	156,600	117,450		858	149,292	7,308	87,696
8	茨城県	953	+42	165,822	124,367		911	158,514	7,308	87,696
9	栃木県	954	+41	165,996	124,497		913	158,862	7,134	85,608
10	群馬県	935	+40	162,690	122,018		895	155,730	6,960	83,520
11	埼玉県	1,028	+41	178,872	134,154		987	171,738	7,134	85,608
12	千葉県	1,026	+42	178,524	133,893		984	171,216	7,308	87,696
13	東京都	1,113	+41	193,662	145,247		1,072	186,528	7,134	85,608
14	神奈川県	1,112	+41	193,488	145,116		1,071	186,354	7,134	85,608
15	新潟県	931	+41	161,994	121,496		890	154,860	7,134	85,608
16	富山県	948	+40	164,952	123,714		908	157,992	6,960	83,520
17	石川県	933	+42	162,342	121,757		891	155,034	7,308	87,696
18	福井県	931	+43	161,994	121,496		888	154,512	7,482	89,784
19	山梨県	938	+40	163,212	122,409		898	156,252	6,960	83,520
20	長野県	948	+40	164,952	123,714		908	157,992	6,960	83,520
21	岐阜県	950	+40	165,300	123,975		910	158,340	6,960	83,520
22	静岡県	984	+40	171,216	128,412		944	164,256	6,960	83,520
23	愛知県	1,027	+41	178,698	134,024		986	171,564	7,134	85,608
24	三重県	973	+40	169,302	126,977		933	162,342	6,960	83,520
25	滋賀県	967	+40	168,258	126,194		927	161,298	6,960	83,520
26	京都府	1,008	+40	175,392	131,544		968	168,432	6,960	83,520
27	大阪府	1,064	+41	185,136	138,852		1,023	178,002	7,134	85,608
28	兵庫県	1,001	+41	174,174	130,631		960	167,040	7,134	85,608
29	奈良県	936	+40	162,864	122,148		896	155,904	6,960	83,520
30	和歌山県	929	+40	161,646	121,235		889	154,686	6,960	83,520
31	鳥取県	900	+46	156,600	117,450		854	148,596	8,004	96,048
32	島根県	904	+47	157,296	117,972		857	149,118	8,178	98,136
33	岡山県	932	+40	162,168	121,626		892	155,208	6,960	83,520
34	広島県	970	+40	168,780	126,585		930	161,820	6,960	83,520
35	山口県	928	+40	161,472	121,104		888	154,512	6,960	83,520
36	徳島県	896	+41	155,904	116,928		855	148,770	7,134	85,608
37	香川県	918	+40	159,732	119,799		878	152,772	6,960	83,520
38	愛媛県	897	+44	156,078	117,059		853	148,422	7,656	91,872
39	高知県	898	+45	156,252	117,189		853	148,422	7,830	93,960
40	福岡県	941	+41	163,734	122,801		900	156,600	7,134	85,608
41	佐賀県	900	+47	156,600	117,450		853	148,422	8,178	98,136
42	長崎県	898	+45	156,252	117,189		853	148,422	7,830	93,960
43	熊本県	898	+45	156,252	117,189		853	148,422	7,830	93,960
44	大分県	899	+45	156,426	117,320		854	148,596	7,830	93,960
45	宮崎県	897	+44	156,078	117,059		853	148,422	7,656	91,872
46	鹿児島県	897	+44	156,078	117,059		853	148,422	7,656	91,872
47	沖縄県	896	+43	155,904	116,928		853	148,422	7,482	89,784

最低賃金から除外する手当：臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、残業手当、精皆働手当、通勤手当、家族手当

最低賃金の適用除外：精神又は身体障害者・試用期間中の者等は、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることが条件

最低賃金法

第4条(最低賃金の効力)

① 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

➔ 第40条(罰則)

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、**50万円以下の罰金**に処する。

➔ 特定最低賃金(産業別最低賃金)に違反した場合は、最低賃金法による罰則ではなく、賃金不払いによる労働基準法第24条(賃金の支払)違反で**30万円以下の罰金**(労働基準法第120条第1項)となります。

※船員法の適用を受ける船員については、上記に抛らず、国土交通省及び地方運輸局が定める最低賃金月額となります。

【社会保険負担と年金受給額】

Q 1. 社会保険に加入したら、会社と従業員本人はどの位の社会保険料の負担となりますか。

※保険料＝標準報酬月額×料率(2023年4月時点)×12か月

年 収	(介護保険含) 健康保険 [5.91%]	厚生年金 [9.15%]	本人負担 保険料 (年間合計)	(介護保険含) 健康保険 [5.91%]	(子育て育児拠出金含) 厚生年金 [9.51%]	会社負担 保険料 (年間合計)	本人・会社 負担合計 (年間合計)
300万円(月25万円)	184,392	285,480	469,872	184,392	296,712	481,104	950,976
240万円(月20万円)	141,840	219,600	361,440	141,840	228,240	370,080	731,520
180万円(月15万円)	106,380	164,700	271,080	106,380	171,180	277,560	548,640
120万円(月10万円)	69,502	107,604	177,106	69,502	111,838	181,339	358,445
60万円(月 5万円)	41,134	96,624	137,758	41,134	100,426	141,559	279,317

なお、賞与にも本人15.06%、会社15.42%の社会保険料が徴収されます。

Q 2. 社会保険に加入すると将来の年金は増えるのでしょうか。

(1) 年収120万円(月10万円)社会保険加入で10年間働いた場合

10年間の標準報酬合計：9.8万円(月10万円に対する標準報酬月額)×12か月×10年＝1,176万円

年金差額：標準報酬合計1,176万円×報酬比例乗率0.5481%＝年間64,456円(月額5,371円)

厚生年金保険法第43条(年金額)

① 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。)を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第17条の6第1項及び第29条第3項を除き、以下同じ。)の1000分の5.481に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

① 1か月の標準報酬月額に対し、本人の社会保険料負担率は15.06%、本人の将来の年額受給額は0.5481%と27倍(＝15.06%÷0.5481%)の差があります。本人が27万円の社会保険料を負担しても1万円の年金しか受給できず、回収に27年間を要します。

② また、本人・会社の厚生年金保険料の合計負担率は18.3%ですので、33倍(＝18.3%÷0.5481%)の差があり、回収に33年間を要します。

(参考)

10年間の本人の社会保険料(15.06%)負担額の支払合計額は1,771,060円です。

10年間の本人の厚生年金保険料(9.15%)負担額の支払合計額は1,076,040円です。

10年間の本人・会社の社会保険料(30.48%)負担額の支払合計額は3,584,450円です。

10年間の本人・会社の厚生年金保険料(18.3%)負担額の支払合計額は2,194,420円です。

(2) 年収120万円(月10万円)社会保険加入で20年間働いた場合

20年間の標準報酬合計：9.8万円(月10万円に対する標準報酬月額)×12か月×20年＝2,352万円

年金差額：標準報酬合計2,352万円×報酬比例乗率0.5481%＝年間128,913円(月額10,742円)

(参考)

20年間の本人の社会保険料(15.06%)負担額の支払合計額は3,542,120円です。

20年間の本人の厚生年金保険料(9.15%)負担額の支払合計額は2,152,080円です。

20年間の本人・会社の社会保険料(30.48%)負担額の支払合計額は7,168,900円です。

20年間の本人・会社の厚生年金保険料(18.3%)負担額の支払合計額は4,388,840円です。

(注) 上記は、現行の年金制度が維持された場合の算出で、今後の年金引下げ・68歳～70歳に年金支給開始年齢の引上げ(2011年6月2日「社会保障と税の一体改革案」政府発表)等は考慮しておりません。

Q3. 現在、国民健康保険・国民年金に加入していますが、社会保険加入後の保険料と年金額はどうなりますか。

(*1) 国民健康保険料は自治体により異なります。下表は、東京都北区の簡易計算(2023年度)にて算出しています。 (*2) 保険加入1か月当りの基礎年金増額は満額795,000円÷480月=1,656円	(参考)	国民健康保険・国民年金に加入	
	① 第3号被保険者 (社保加入者の配偶者)	② 1人暮らし (世帯主)	③ 3人世帯 (世帯主+未就学児2人) ※国民年金免除制度利用
■年収106万円の場合	月額88,333円	月額88,333円	月額88,333円
[現在]	(支払) (年金)	(支払) (年金)	(支払) (年金)
国民健康保険月額 ^(*1)	-----	3,962円 ^(*1)	6,475円 ^(*1)
国民年金月額	-----	16,520円	0円(全額免除)
①支払中の保険料月額	0円	20,482円	6,475円
②(1か月当り)基礎年金増額^(*2)	1,656円	1,656円	(年金は半額) 828円
[社会保険加入後]	(標準報酬88千円×料率)	(標準報酬88千円×料率)	(標準報酬88千円×料率)
健康保険料(5.91%)	5,200円	5,200円	5,200円
厚生年金保険料(9.15%)	8,052円	8,052円	8,052円
③社会保険料月額 本人負担	13,252円	13,252円	13,252円
(子ども・子育て拠出金0.36%を含む) 会社負担	(13,568円)	(13,568円)	(13,568円)
厚生年金報酬比例部分増額	(標準報酬88千円×0.005481) 482円	(標準報酬88千円×0.005481) 482円	(標準報酬88千円×0.005481) 482円
厚生年金定額部分増額	(定額単価) 1,657円	(定額単価) 1,657円	(定額単価) 1,657円
④(1か月当り)年金増額合計	2,139円	2,139円	2,139円
A: 保険料増減額(=③-①)	+13,252円	-7,230円	+6,777円
B: 年金受給増額(=④-②)	+483円	+483円	+1,311円
A ÷ B =	27.44年	(-14.97)	5.17年
■年収130万円の場合	月額108,333円	月額108,333円	月額108,333円
[現在]	(支払) (年金)	(支払) (年金)	(支払) (年金)
国民健康保険月額 ^(*1)	-----	8,220円 ^(*1)	8,825円 ^(*1)
国民年金月額	-----	16,520円	0円(全額免除)
①支払中の保険料月額	0円	24,740円	8,825円
②(1か月当り)基礎年金増額^(*2)	1,656円	1,656円	(年金は半額) 828円
[社会保険加入後]	(標準報酬104千円×料率)	(標準報酬104千円×料率)	(標準報酬104千円×料率)
健康保険料(5.91%)	6,501円	6,501円	6,501円
厚生年金保険料(9.15%)	10,065円	10,065円	10,065円
③社会保険料月額 本人負担	16,566円	16,566円	16,566円
(子ども・子育て拠出金0.36%を含む) 会社負担	(16,940円)	(16,940円)	(16,940円)
厚生年金報酬比例部分増額	(標準報酬104千円×0.005481) 602円	(標準報酬104千円×0.005481) 602円	(標準報酬104千円×0.005481) 602円
厚生年金定額部分増額	(定額単価) 1,657円	(定額単価) 1,657円	(定額単価) 1,657円
④(1か月当り)年金増額合計	2,259円	2,259円	2,259円
A: 保険料増減額(=③-①)	+16,566円	-8,174円	+7,741円
B: 年金受給増額(=④-②)	+603円	+603円	+1,431円
A ÷ B =	27.47年	(-13.56)	5.41年

※国民年金免除制度: 本人、配偶者、本人の属する世帯の世帯主のそれぞれの所得が、右記の免除基準に該当していることが必要
 全額免除 (年金は8分の4) 前年所得が「扶養親族等の数+1)×35万円+32万円」以内
 4分の3免除 (年金は8分の5) 前年所得が「88万円+扶養親族等控除額+社保控除額等」以内
 半額免除 (年金は8分の6) 前年所得が「128万円+扶養親族等控除額+社保控除額等」以内
 4分の1免除 (年金は8分の7) 前年所得が「168万円+扶養親族等控除額+社保控除額等」以内

- 現在、国民健康保険・国民年金に加入し、「②1人暮らし(世帯主)」の様に、高額な保険料から社会保険加入で保険料が安くなる場合、本人にとっては「保険料減額」「年金増額」のメリットのみとなりますが、**会社の社会保険料負担は増加**します。
- また、現状で国民健康保険・国民年金に加入していても、「③3人世帯」の様に、国民年金減免制度利用や国民健康保険減免により保険料が安くなっている場合、社会保険加入で保険料負担が増える場合があります。この場合でも、**会社の社会保険料負担は増加**します。
- なお、「①第3号被保険者」の場合は基礎年金を考慮しましても、もともと社会保険加入前から第3号被保険者として基礎年金が増えますので、前ページQ2の様に基礎年金を考慮せず厚生年金のみで計算しても同様の結果となります。また、(1)(2)同様に、**会社の社会保険料負担は増加**します。

[8] 関連条文

最低賃金法

第4条（最低賃金の効力）

- ① 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第40条（罰則）

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

労働基準法

第26条（休業手当）

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

民法

第536条（債務者の危険負担等）

- ② 債権者（会社）の責めに帰すべき事由によって債務（労務提供）を履行することができなくなったときは、債権者（会社）は、反対給付（賃金の支払い）の履行を拒むことができない。この場合において、債務者（労働者）は、自己の債務（労務提供）を免れたことによって利益（休業中のアルバイト・副業等の収入）を得たときは、これを債権者（会社）に償還しなければならない。